

JAB RL230 第4版(案)に対する第2回目のコメント

| No. | コメント提出者 (敬称略) | 条項 No. | 行 No. | コメント 区分 | コメント内容 | 提案 | JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用) |
|-----|------------------|------------------|----------|------------|---|--|---|
| 1 | 佐々波浩一 | 5項(3) | 2行 目 | T | 「試験所が内部で行う技能試験」という言い方は技能試験の定義「試験所間比較による・・・パフォーマンスの評価」に反する。試験所内部で行えば試験所間比較ではない。 | 「試験所が内部で行う」を以下に置き換える。 「複数事業所を有する試験所が各事業所を別々の試験所とみなして行う」 | △ 改定案を見直した結果、該当部分は、本文書で定義する自主技能試験の一つの形態であることから、「4. 定義」の「4.1 自主技能試験」の注に移動して、「複数事業所を有する試験所が事業所間で行う技能試験」と訂正します。 |
| 2 | 佐々波浩一 | 本文の 最後の 部分 | | T | 従来、電気分野においては参加可能な技能試験がない場合は、技能試験なしで認定してきた。これらの試験所に今後、自主技能試験を要求するためには、試験所及び審査員に対して半年程度の周知期間が必要である。 | 以下の附則を追加する。 附則 本文書の電気分野の試験所に対する適用日は2017年6月1日とする。 | ○ 「附則 本文書の電気分野の試験所に対する適用日は2017年12月1日とする。」に修正して採用します。 |

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

| No. | コメント 提出者 (敬称略) | 条項 No. | 行 No. | コメン ト区分 | コメント内容 | 提案 | JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用) |
|-----|-------------------------|-----------|----------|------------|---|---|---|
| 3 | (株) アイピー エス 品質管理課 | 5.(2) | C | G | ISO/IEC 17043 非認定業者を選択する条件(業者が満足できていれば良い事項)において、公平・中立性に対する要求が参加者の募集に関する事に限定されている。 また、機密保持に関する要求が盛り込まれていない。 | 公平・中立性を全般に渡って担保できること、機密保持を保證できることを選択条件として加味してほしい。 | △ ISO/IEC 17043非認定業者に関する公平性・中立性については、「5.(2)C.参加者を恣意的に限定していない。」の条件と下記で追加する機密保持の条件で満足すると考えます。 機密保持に関しては、ご指摘の趣旨を採用して、5.(2)にD項を追加します。 ⇒「5.(2) D. 参加者が機密保持の権利を放棄しない限り、技能試験の提供に従事する人以外には参加者の情報を知らせない。」 |

以上

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。